

第4節 障害程度区分

障害程度区分は、重度障害者に対する支援が適切に行われるよう、施設訓練等支援費の支給決定の際に障害の程度に係る区分を定め、施設訓練等支援費の額について当該区分に応じた差異を設けるものであり、各施設支援毎（入所・通所別。以下本節において同じ。）に3区分設定する。

障害程度区分の決定は、支給申請を行った者（以下「申請者」という。）の支援の必要性を把握するため、各施設支援毎に定められたチェック項目について、市町村が申請者等に対する聴き取りを行うことにより決定する。

I 障害程度区分の決定方法（概要）

障害程度区分の決定のための聴き取りは、各施設支援毎の聴き取り表（図1参照）を用いて行う。聴き取り表には、各施設支援毎に設定されたチェック項目について、支援の態様や支援を要する頻度等による選択肢が3つずつ設定されている。市町村における聴き取り等の流れは以下のとおりである。

- 1 申請者等から聴き取りにより、申請者の状態が各チェック項目についてどの選択肢に該当するかをチェックする。チェックは、各選択肢に係る判断基準（図2参照）に基づき行う。
- 2 各項目に係る選択肢に支援の必要性の大きい順に2点、1点、0点を与えたときの合計点数を算出する。
- 3 2の点数を、各施設支援毎に定められる合計点数と障害程度区分との対応関係を示した認定表（図3参照）と対照の上、障害程度区分を決定する。

【図1】

【聴き取り表（知的障害者更生施設支援（入所））】

下表のアからノまでの各項目について、（ア）～（ウ）列に示した選択肢のうち、あてはまるものに1つだけ○印を付けて下さい。

生活動作等支援	（ア）列	（イ）列	（ウ）列
ア. 起床及び就寝の働きかけ	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
イ. 洗面、歯磨き等の整容に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
⋮			
ス. 衣類、身の回り品等の管理に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
該当数	× 2 =		小計

社会参加等支援	（ア）列	（イ）列	（ウ）列
セ. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
⋮			
ノ. 就労及び在宅生活に向けた生活支援の体制作り等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

合計	障害程度区分
点	A・B・C

【図 2】

【判断基準（知的障害者更生施設支援（入所））】

知的障害者更生施設支援（入所）に係るチェック項目については、以下により、どの選択肢にあてはまるか判断する。

：

イ. 洗面、歯磨き等の整容に関する支援

洗面や歯磨き等の整容に関する行為について、支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 整容に関する一連の行為に係る習慣や方法が習得されておらず、支援を必要とする。
- ② 身体障害を併せ持つことにより、洗顔や歯磨き等の一連の行為について介助を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）全面的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、全面的な支援や介助を必要とする。
- （イ）部分的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。あるいは、全般にわたり見守りまたは確認を必要とする。
- （ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

：

セ. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応

- ① 突発的に屋外へ飛び出したり、制止をしても動き回る、
 - ② 特定の物や行為に強いこだわりを示す、
 - ③ 環境の変化により泣き叫ぶ等パニックになりやすい、
- といった不安定な行動への対応が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- （ア）毎日支援が必要：上記のような行動のいずれかへの対応がほぼ毎日必要である。
- （イ）ときどき支援が必要：上記のような行動のいずれかへの対応が1～2日/週以上必要である。
- （ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

：

【図 3】

【認定表（知的障害者更生施設支援（入所））】

障害程度区分	合計点数
区分 A	○点以上
区分 B	○点以上○点以下
区分 C	○点以下

II 聴き取り表の内容

各施設支援毎の聴き取り表は、次のとおりである。

なお、各項目の語句・表現等については、今後省令・告示制定の過程で多少の変更はあり得るものである。

1 身体障害者更生施設支援

下表のアからニまでの各項目について、(ア)～(ウ)列に示した選択肢のうち、あてはまるものに1つだけ○印を付けて下さい。

生活動作等支援	(ア) 列	(イ) 列	(ウ) 列
ア. 洗面、歯磨き等の整容に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
イ. 屋内での移動に関する介助	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ウ. 屋外での移動に関する介助	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
エ. 入浴の介助又は入浴中の見守り	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
オ. 通院に関する援助	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
カ. 医療処置等に関する援助	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
キ. 医師等の診断結果及び説明の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ク. 健康管理に関する支援	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ケ. 金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

社会参加等支援	(ア) 列	(イ) 列	(ウ) 列
コ. 集団生活等における不適応行動に関する支援	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
サ. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助	困難性の高い支援が必要	支援が必要	支援の必要性が低い
シ. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い

ス. 訓練のための動機付け及び訓練内容の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
セ. 在宅生活に必要な生活関連行為を習得するための支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ソ. 訓練のための送迎及び移動に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
タ. 訓練の準備及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
チ. 車いすの操作、歩行、日常生活動作等に関する訓練	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ツ. 持久力、敏捷性の向上等の体力増強のための訓練	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
テ. 職能訓練に係る作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ト. 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援及びコミュニケーション訓練	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ナ. 代筆、電話の仲立ち等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ニ. 就労又は在宅生活に向けた住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

合計 点	障害程度区分 A・B・C
---------	-----------------

(注) 太枠内のチェック項目（ア、エ、オ及びケ）は、通所事業の利用者の場合には記入しないこと。

2 身体障害者療護施設支援

下表のアからヒまでの各項目について、(ア)～(ウ)列に示した選択肢のうち、あてはまるものに1つだけ○印を付けて下さい。

生活動作等支援	(ア) 列	(イ) 列	(ウ) 列
ア. ベッド上での起床及び就寝の介助	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
イ. 車いすとベッド間の移乗の介助	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ウ. 洗面、歯磨き等の整容に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
エ. 衣服の着脱の介助	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
オ. 屋内での移動に関する介助	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
カ. 屋外での移動に関する介助	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
キ. 体位変換の介助	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ク. 食事の準備及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ケ. 摂食行為に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
コ. 排泄行為に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
サ. 入浴の準備及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
シ. 入浴の介助又は入浴中の見守り	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ス. 医療処置、受診等に関する援助	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
セ. 医師等の診断結果及び説明の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ソ. 健康管理に関する支援	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
タ. 清潔保持に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い

チ. 金銭管理に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ツ. 衣類、身の回り品等の管理に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
該当数	× 2 =		小計

社会参加等支援	(ア) 列	(イ) 列	(ウ) 列
テ. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ト. 集団生活等における不適応行動に関する支援	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ナ. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助	困難性の高い支援が必要	支援が必要	支援の必要性が低い
ニ. 外出、買い物、地域の活動への参加等に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ヌ. 在宅生活に必要な生活関連行為を習得するための支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ネ. 車いすの操作、歩行、日常生活動作等に関する訓練	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ノ. 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援及びコミュニケーション訓練	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ハ. 代筆、電話の仲立ち等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ヒ. 在宅生活に向けた住宅確保及び生活支援の体制作りに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

合計 点	障害程度区分 A・B・C
---------	-----------------

(注) 太枠内のチェック項目（ウ、キ、チ及びツ）は、通所事業の利用者の場合には記入しないこと。

3 身体障害者授産施設支援（入所）

下表のアからハまでの各項目について、（ア）～（ウ）列に示した選択肢のうち、あてはまるものに1つだけ○印を付けて下さい。

生活動作等支援	（ア）列	（イ）列	（ウ）列
ア. 起床の働きかけ、朝の身支度等に関する支援	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
イ. 屋内での移動に関する介助	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ウ. 屋外での移動に関する介助	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
エ. 食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
オ. 排泄行為に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
カ. 入浴の準備及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
キ. 入浴の介助又は入浴中の見守り	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ク. 医療処置、受診等に関する援助	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ケ. 医師等の診断結果及び説明の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
コ. 健康管理に関する支援	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
サ. 金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

社会参加等支援	（ア）列	（イ）列	（ウ）列
シ. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ス. 集団生活等における不適応行動に関する支援	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い

セ. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助	困難性の高い支援が必要	支援が必要	支援の必要性が低い
ソ. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
タ. 作業のための動機付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
チ. 作業内容の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ツ. 在宅生活に必要な生活関連行為を習得するための支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
テ. 作業のための送迎及び移動に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ト. 作業中の安全への配慮	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ナ. 作業の準備及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ニ. 作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ヌ. 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援及びコミュニケーション訓練	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ネ. 代筆、電話の仲立ち等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ノ. 退所後の生活支援の体制作り等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ハ. 就職先の選定及び就職先との調整に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

合計 点	障害程度区分 A・B・C
---------	-----------------

4 身体障害者授産施設支援（通所）

下表のアからヌまでの各項目について、（ア）～（ウ）列に示した選択肢のうち、あてはまるものに1つだけ○印を付けて下さい。

生活動作等支援	（ア）列	（イ）列	（ウ）列
ア. 屋内での移動に関する介助	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
イ. 屋外での移動に関する介助	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ウ. 食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
エ. 排泄行為に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
オ. 医療処置、受診等に関する援助	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
カ. 医師等の診断結果及び説明の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
キ. 健康管理に関する支援	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ク. 金銭管理に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

社会参加等支援	（ア）列	（イ）列	（ウ）列
ケ. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
コ. 集団生活等における不適応行動に関する支援	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
サ. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助	困難性の高い支援が必要	支援が必要	支援の必要性が低い

シ. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ス. 作業のための動機付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
セ. 作業内容の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ソ. 在宅生活に必要な生活関連行為を習得するための支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
タ. 作業のための送迎及び移動に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
チ. 作業中の安全への配慮	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ツ. 作業の準備及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
テ. 作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ト. 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援及びコミュニケーション訓練	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ナ. 代筆、電話の仲立ち等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ニ. 退所後の生活支援の体制作り等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ヌ. 就職先の選定及び就職先との調整に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

合計	障害程度区分
点	A・B・C

5 知的障害者更生施設支援（入所）

下表のアからノまでの各項目について、（ア）～（ウ）列に示した選択肢のうち、あてはまるものに1つだけ○印を付けて下さい。

生活動作等支援	（ア）列	（イ）列	（ウ）列
ア. 起床及び就寝の働きかけ	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
イ. 洗面、歯磨き等の整容に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ウ. 衣服の着脱の介助	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
エ. 屋内及び屋外での移動に関する介助	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
オ. 食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
カ. 排泄行為に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
キ. 入浴の介助、入浴中の見守り等の支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ク. 医療処置、受診等に関する援助	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ケ. 医師等の診断結果及び説明の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
コ. 健康管理に関する支援	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
サ. 清潔保持に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
シ. 金銭管理に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ス. 衣類、身の回り品等の管理に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
該当数	× 2 =		小計

社会参加等支援	(ア) 列	(イ) 列	(ウ) 列
セ. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ソ. 睡眠障害並びに食事及び排泄に係る不適応行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
タ. 自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
チ. 人間関係等に関する問題への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ツ. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助	困難性の高い支援が必要	支援が必要	支援の必要性が低い
テ. 外出、買い物等に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ト. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ナ. 訓練のための動機付け及び訓練内容の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ニ. 在宅生活に必要な生活関連行為を習得するための支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ヌ. 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援及びコミュニケーション訓練	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ネ. 代筆、電話の仲立ち等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ノ. 就労又は在宅生活に向けた生活支援の体制作り等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

合計 点	障害程度区分 A・B・C
---------	-----------------

※ 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設における支援についても、本表を用いることとする。